

岩手県告示第271号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において読み替えて準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から次のとおり特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があった。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は氏名	事業者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	特定行為業務を行う必要がなくなった施設又は事業	特定行為業務を行う必要がなくなった年月日
社会福祉法人平和会	北上市村崎野12地割74番地28	ふれあいヘルパーステーション	北上市和賀町長沼5地割350番地1	訪問介護	平成25年3月31日
合同会社ほのか	盛岡市西青山三丁目10番64号	ヘルパーステーションほのか	盛岡市中堤町8番6号藤本アパート1号	重度訪問介護	平成26年10月31日
合同会社ほのか	盛岡市西青山三丁目10番64号	ヘルパーステーションほのか	盛岡市中堤町8番6号藤本アパート1号	訪問介護	〃
株式会社ケアサポート岩手さくら会	盛岡市松園一丁目12番1号	さくら会紫波訪問介護事業所	紫波郡紫波町二日町字西七久保46番地4	訪問介護	平成27年1月31日